

【資料1】

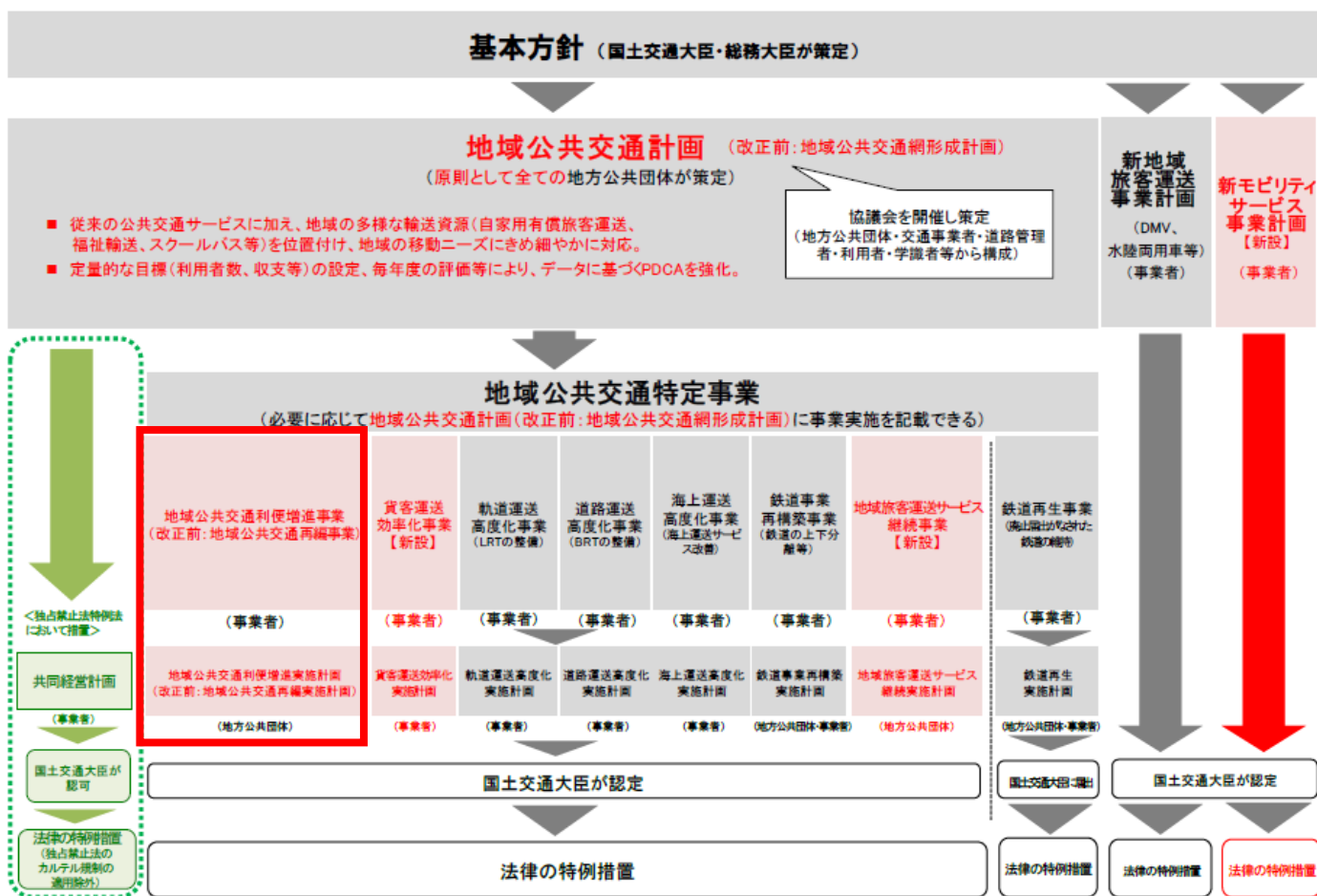
1 地域公共交通利便増進実施計画とは

(1) 計画の概要

- ア 地域公共交通利便増進実施計画は、地方公共団体が中心となって地域公共交通計画に基づいた地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業を実施するための計画です。
- イ 地域公共交通利便増進実施計画の作成に当たっては、地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得ることが必要で、国土交通大臣の認定を申請することが可能です。

(国による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編）」48ページ)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画制度の体系



▲改正後の活性化再生法に基づく計画制度の体系

(国による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（入門編）」7ページ)

(2) 地域公共交通利便増進事業の内容として含まれる得る事業

イ. 特定旅客運送事業※に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回遊できるバスの新設 など



ロ. 他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換

《事業例》

- ・旅客鉄道から路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）へ転換
- ・路線バス・コミュニティバスから一般タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）へ転換
- ・旅客船（定期航路事業）から海上タクシー（不定期航路事業）へ転換
- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など



ハ. 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

《事業例》

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ニ. 運賃又は料金の設定

《事業例》

- ・定額制乗り放題運賃
- ・通し運賃 など



ホ. 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- ・等間隔運行やパターンダイヤ など



ヘ. 共通乗車船券の発行

《事業例》

- ・電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーパスの発行 など



ト. イ～ヘに掲げる事業と併せて行う以下の事業(施行規則 § 9 の 3)

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード又は二次元コードの導入
- ⑤ ①～④に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

※ 特定旅客運送事業：旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業

▲ 地域公共交通利便増進事業（法 § 2⑬、施行規則 § 9 の 3）

（国による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編）」49ページ）

(3) 地域公共交通利便増進実施計画作成のメリット

地域公共交通利便増進実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることにより、次のようなメリットがあります。

①地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助に係るの国庫補助上限の引き上げ

- | |
|---|
| ○地域公共交通計画を策定した場合の算定式
対象人口 × 120円 + 560万円（定額） |
| ○地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けた場合の算定式
対象人口 × 240円 + 660万円（定額） |

(令和4年度の算定式)

②地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用

地域公共交通利便増進実施計画に基づいて実施される利用促進及び同計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助（補助率1/2）を受けることが可能。

- | |
|--|
| ○利用促進に係る事業 <ul style="list-style-type: none">・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費・公共交通、乗継情報等の提供に要する経費・割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費
(割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない)・地域におけるワークショップの開催に要する経費・モビリティマネジメントの実施に要する経費 |
| ○計画の達成状況等の評価に係る事業 <ul style="list-style-type: none">・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費・協議会開催等の事務費 |

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 別表26-1)

2 「地域公共交通利便増進実施計画」作成の留意点

国の手引きでは地域公共交通利便増進実施計画の留意点が以下のように示されています。

①地域公共交通計画への記載について

地域公共交通利便増進実施計画の作成に当たっては、地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項を定める必要があり、どの事業につき、地域公共交通特定事業として実施を予定しているのか明示することが必要。

②地域公共交通利便増進実施計画の認定について

地域公共交通利便増進実施計画の認定に当たっては、地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者その他の関係者の同意のほか以下が必要。

- a) 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に照らして適切なものであること
- b) 地域公共交通利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること
- c) 個別事業法の許可基準に適合すること

③関係者の同意について

地域公共交通利便増進実施計画を定めようとするときには、あらかじめ「地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者」と「地域公共交通利便増進事業に関係すると地方公共団体が認めた者」の同意が必要。併せて、事業内容に関係を有する公共交通事業者や道路管理者、公安委員会など必要な関係者に対して、意見聴取を行うことが必要。

④地域公共交通利便増進実施計画の公表について

地域公共交通利便増進実施計画を作成（変更）したときは、計画の区域、期間、事業内容等の概要を地方公共団体の広報やホームページへの掲載等により、公表が必要。

（国による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編）」51～54ページ）

3 「地域公共交通利便増進実施計画」に記載する事項

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」で地域公共交通利便増進実施計画の記載項目が以下のようにされています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①実施区域②事業の内容・実施主体③地方公共団体による支援の内容④実施予定期間⑤事業実施に必要な資金の額・調達方法⑥事業の効果⑦地域公共交通計画に地域公共交通利便増進に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項⑧地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項⑨その他地域公共交通利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項 |
|---|

（国による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編）」55ページ）